

2024年2月27日

第24回新しい資本主義実現会議
「物価上昇を上回る持続的な構造的賃上げの実現に向けた課題と方向性」
に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

新しい資本主義の方針改定にむけた議論の進め方について

- 賃上げ、経済、物価ともに大きな変化点にあることから、短期の成果と課題についてもしっかりとフォローアップいただきたい。とりわけ、中小企業の賃上げについては、今年の労使交渉の結果を踏まえ課題整理をしたうえで、中長期の方向性とベクトルを合わせていく必要がある。

物価を上回る持続的な構造的賃上げについて

- 「物価を上回る持続的な構造的賃上げ」とは、どのようなイメージなのか、マクロ経済（成長率、物価など）と国民生活の向上に資する賃上げについて大きな視点から国民に分かりやすいメッセージを発信することを検討すべき。
- GDP速報によると、内需、個人消費ともに3期連続のマイナス成長となっており、政府の2023年度経済見通しから大きく乖離している。物価目標についても大きく外している。個別労使が持続的な賃上げを継続する前提として、適切なマクロ経済財政運営が不可欠である。

いわゆる「年収の壁」について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者間の公平性や財源の妥当性などに問題意識がある。根本的解決に至らない弥縫策ではなく、様々な要件の見直し・撤廃による社会保険の適用拡大を強力に進めるとともに、正しい制度理解に向けた取り組みを優先すべきである。また、社会保険の被扶養のあり方を含め、働き方やライフスタイルに中立的な社会保障制度や税制について検討をすすめるべきである。

中小企業の賃上げ原資確保について

- 中小企業が持続的に賃上げをしていくためには、自社の付加価値拡大（マークアップ率向上）の取り組みと同時に、適正な価格転嫁、公正取引が不可欠である。生産性向上に向けた、カタログ方式などの新たな中小企業支援策、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、下請振興基準の見直しなどの政策効果を検証し、実効性を高める必要がある。業界ごとの取引慣行や技術革新の方向性などの違いをふまえて、業法の改正を含めて業種別のきめ細かな対策を検討すべき。
- BtoCの価格転嫁には消費者の理解も重要であり、物価を上回る持続的な賃上げで家計の懐を温め、適切なプライシングができる社会的条件を整えていく必要がある。

安定的で高賃金の雇用を確保するための労働移動の円滑化について

- 労働移動に関して「企業内」「同一産業内」「産業間」に区分しているが、「企業内」の労働移動とは、一般的に異動、配置転換を指すものであり、他企業等への転出（労働移動）とは区別すべきである。
- ジョブ型人事やポスティング制度を含む各種人事制度は、産業を取り巻く情勢や労使慣行や職場実態に即して、個別労使が主体的に決定するものである。一律的な雇用システムの見直しを推進するのではなく、企業における能力開発の仕組みや環境整備とあわせて検討されるべきである。政府はすでに取り組みを進めている指針の事例収集等をつうじて個別企業の支援に努めるべきである。
- 「同一産業内」「産業間」を問わず、労働移動の実施にあたっては、労働者自らが「移動」を望むような処遇や安定した雇用環境を整備することが重要である。政府はこれらを実現するための産業政策や人材育成につながる施策を拡充していくべきである。仮にこうした環境整備が不十分な状態で労働移動が促進されれば、人材定着にはつながらず、労働生産性向上は見込めない。
- 「建設キャリアアップシステム」なども参考とし、技術・技能や経験を業界横断的に可視化、客観的に評価できる仕組みの導入や、改正された職業能力評価制度の普及促進などをつうじて、「非ホワイトカラー職」を含めた、すべての働く者の処遇改善に結び付ける必要がある。こうした取り組みは、外国人技能実習制度に代わる新たな「育成就労制度」のもとでの外国人労働者の処遇改善につながるものであり、政府としての積極的な支援が求められる。

役職定年・定年制などの見直しについて

- 役職定年や定年制などを見直すべきとしているが、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく高いモチベーションをもって働くためには、働きにふさわしい処遇の確立と労働者の安全と健康の確保が重要である。高年齢期の雇用・人事制度をどのように構築するかは、前述の考えをベースとしたうえで、ジョブ型人事導入の適否と同様、個別労使が自主的に判断していくべきである。
- なお、年齢にかかわらず働くことのできる環境を整備することは重要であり、早急に進めていくべきであるが、制度見直しによって解雇規制が緩和されるようなことがあってはならない。

弱い立場にある人と企業の取引関係の適正化について

- これまでの独禁法や下請法に加え、フリーランス新法が施行となるが、これらの法律があるからといって、優越的地位の乱用に十分な歯止めがかかるとは言い切れない。制度の不知や、個人事業者等と発注者との力関係から、無理な取引条件であっても不当な要求に従わざるを得ない場合もある。現在規制のないプラットフォーム事業者に対しても、優越的地位の乱用を防止する観点から、引き続き規制の在り方を検討していく必要がある。

可処分所得が物価上昇率を超える状況を作り出すことについて

- 日本経済がデフレに後戻りしないためには、継続した賃上げのもとで、GDPの6割を占める個人消費を起点とした「経済の自律的成長の実現」が不可欠である。そのために必要なのは、所得減税だけではなく、税と社会保障の抜本改革により、所得再分配機能を強化するとともに、国民負担率の在り方についても議論するこ

とである。なお、今回のように、減税と給付をセットで行うのであれば、マイナンバー制度を活用した迅速で効果的な制度を構築すべきである。

資産所得倍増の流れを強化することについて

- 国民自らが、安定的な資産形成に取り組むことは否定しないが、投資は余剰資金によって行われるべきものであり、諸外国と比して長らく賃金が上がって来なかったわが国において、貯蓄にさえ十分に回せない層が多く存在することを認識すべきである。若年層や非正規雇用で働く者の資産形成の入り口は貯蓄であり、貯蓄の重要性にも触れるべきである。なお、勤労者が資産形成に前向きに取り組むには、幼少期から高齢期にいたるまで、ライフステージごとに反復して切れ目のない金融経済教育の提供が重要である。特に、「職域」においては、中小企業や非正規雇用で働く方にも確実に教育機会が提供されるなど、誰一人取り残さない丁寧な対応が必要である。

以 上